

1. 基本的な予防対策

A) 個人の感染予防

- 手指衛生および咳エチケット
 - 主たる感染経路は飛沫感染および接触感染なので、手指衛生・咳エチケットなどの基本的な衛生管理による感染予防を行う。
 - 手洗いの基本は水道水と石鹸で行う。手洗いができない環境では、アルコール消毒を使用する。

B) 職域の感染予防

- 社員・スタッフの健康状態のモニタリング
 - 発熱など風邪症状がある場合は出社しないで自宅待機とする。3日以内に解熱した場合、職場に復帰するタイミングの目安は、薬剤の内服のない状態で発熱、咳や痰、下痢、全身倦怠感が消失してから48時間以降が望ましい（症状消失した日を0日として、3日目からの復帰）。
- 職域の消毒・換気
 - ドアノブ、椅子、机の消毒および換気を定期的に行う。消毒・換気は、営業開始時、昼休憩時、営業終了時は必ず行い、利用者交代時にできるかぎり行う。
 - 発熱者が発生した場合には、発熱の原因の如何を問わず、発熱した社員の発熱エリア（机、椅子など）の消毒を行う。消毒の目安は、執務エリアの半径2m程度の範囲、トイレなどの使用があった場合には、該当エリアの消毒を行う。

2. 社員・スタッフへの対策

A) 社員・スタッフが感染した場合

- 社員の感染が確認された場合、当該社員の入院および自宅待機期間は保健所や医療機関の指示に従う。保健所からの指示がない場合、症状

が軽くても、発症から7日間は勤務をしない（発症自覚のある日を0日として換算する）。

B) 社員が濃厚接触者となった場合

- 社員が濃厚接触者となった場合、保健所の指示に従う。保健所からの指示がない場合には、「マスクなしでの1メートル以内の会話、会食15分以上」を濃厚接触の定義とし、濃厚接触者である社員と濃厚接触のあった社員は、濃厚接触者と同じ扱いをする。
- コロナ感染者の発症から7日間は濃厚接触者は勤務をしない（感染者の発症した日を0日として換算する）。濃厚接触者が陽性となった場合には、陽性になった日を改めて0日とし7日間は勤務をしない。

C) 利用者が感染・濃厚接触者となった場合

- 利用者が感染者あるいは濃厚接触者となった場合には、感染者の発症から7日間は来室利用を控えていただき（感染者の発症した日を0日として換算する）、希望があればオンラインでのカウンセリングに切り替える。コロナ感染が理由でキャンセルとなったときには、キャンセル料は徴収しない。

3. 流行フェーズに即した対策（営業についての指針）

次頁の表を参考にして社内で必要な対策を行う。今がどの段階にあるかは社会情勢を見ながら代表取締役の堀が判断・決定し、社内で情報を共有すると同時に、HPにて利用者に公表する。

フェーズ	2 国内流入期	3 国内流行早期	4 国内蔓延期		5 消退期
			I.蔓延防止	II.外出禁止	
流行状況	国内で感染者確認 (感染経路明らか)	国内で感染者増加 (感染経路不明)	感染者数の急増 (感染経路不明)		感染者現象
国民	予防対策の実施	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の強化 他人への感染防止		予防対策の実施
社会生活 企業活動		時差通勤、在宅勤務 発熱時は会社、学校を休む	集会・外出の自粛	学校、企業活動の禁止 外出禁止 交通停止	社会生活、企業活動の回復
当室の運営	A: 予防対策の実施 営業は通常通り	B: 予防対策の実施 感染疑いのあるスタッフの出勤停止。 コロナウイルス感染に関わるキャンセルは、キャンセル料金を聴取しない(担当者にお申し出ください)。 必要に応じて、ZOOMカウンセリングを実施。		C: 予防対策の実施 相談室での営業は休止。 希望者には、ZOOMでのカウンセリングを実施。	外出禁止が解かれた段階で、C→B→Aに順次戻していく。

※日本産業衛生学会 「コロナウイルス対策 個人と企業に求められる対策」を参考に作成